

高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件の一部を改正する告示案新旧対照表
 ○平成十四年総務省告示第五百四十四号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第1 申請書の様式 略	第1 申請書の様式 略
第2 添付書類の様式	第2 添付書類の様式
1～3 略	1～3 略
4 <u>超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダーの場合</u>	

(1) 1枚目

設 計 書		整 理 番 号	
		指 定 番 号	
1	型 式 名	2	製 造 業 者 名
3	発 振 の 方 式	4	利 用 周 波 数
5	周 波 数 変 動 幅	6	高 周 波 出 力
7	電 源 端 子 に お け る 妨 害 波 電 圧	周波数帯	(1) 150kHz以上500kHz未満 (2) 500kHz以上5MHz以下 (3) 5MHzを超え30MHz以下
		準尖頭値	
		平均値	
8	利 用 周 波 数 に よ る 発 射 及 び 不 要 発 射 に よ る 磁 界 強 度 又 は 電 界 強 度	周波数帯	(1) 10kHz以上50kHz以下 (2) 50kHzを超え150kHz以下 (3) 150kHzを超え490kHz未満
		準尖頭値	
		周波数帯	(4) 490kHz以上1.705MHz以下 (5) 1.705MHzを超え2.194kHz未満 (6) 2.194kHz以上3.95MHz未満
		準尖頭値	
		周波数帯	(7) 3.95MHz以上20MHz未満 (8) 20MHz以上30MHz以下 (9) 30MHzを超え47MHz未満
		準尖頭値	
		周波数帯	(10) 47MHz以上68MHz以下 (11) 68MHzを超え80.872MHz以下 (12) 80.872MHzを超え81.848MHz未満
		準尖頭値	
		周波数帯	(13) 81.848MHz以上87MHz未満 (14) 87MHz以上134.786MHz以下 (15) 134.786MHzを超え136.414MHz未満
		準尖頭値	
		周波数帯	(16) 136.414MHz以上156MHz以下 (17) 156MHzを超え174MHz未満 (18) 174MHz以上188.7MHz以下
		準尖頭値	
		周波数帯	(19) 188.7MHzを超え190.979MHz未満 (20) 190.979MHz以上230MHz以下 (21) 230MHzを超え400MHz以下
		準尖頭値	
		周波数帯	(22) 400MHzを超え470MHz未満 (23) 470MHz以上1,000MHz以下
準尖頭値			
9	振 動 子 の 種 類 及 び 型 名		
10	添 付 図 面 等	(1) 外 観 を 示 す 図 及 び 写 真 (2) 構 造 を 示 す 図 及 び 写 真 (3) 接 続 図 (4) 取 扱 説 明 書	
11	参 考 事 項		

長 辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

(2) 2枚目

試験成績表 (その1)		12 製造番号		
		13 製造年月日		
14 利用周波数	(1) 設計値	(2) 測定値	19 測定条件等	
15 周波数変動幅	(1) 設計値	(2) 測定値		
16 高周波出力	(1) 定格値	(2) 測定値		
17 電源端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		
		準尖頭値		平均値
	(1) 150kHz以上500kHz未満	()		()
	(2) 500kHz以上5MHz以下	()		()
	(3) 5MHzを超え30MHz以下	()	()	
18 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度	周波数帯	準尖頭値の測定値		
	(1) 10kHz以上50kHz以下	()		
	(2) 50kHzを超え150kHz以下	()		
	(3) 150kHzを超え490kHz未満	()		
	(4) 490kHz以上1,705kHz以下	()		
	(5) 1,705kHzを超え2,194kHz未満	()		
	(6) 2,194kHz以上3,95MHz未満	()		
	(7) 3,95MHz以上20MHz未満	()		
	(8) 20MHz以上30MHz以下	()		
	(9) 30MHzを超え47MHz未満	()		

長
辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

(3) 3枚目

試験成績表
(その2)

長
辺

	周波数帯	準尖頭値の測定値	19 測定条件等
18 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度	(10) 47MHz以上68MHz以下	()	
	(11) 68MHzを超え80.872MHz以下	()	
	(12) 80.872MHzを超え81.848MHz未満	()	
	(13) 81.848MHz以上87MHz未満	()	
	(14) 87MHz以上134.786MHz以下	()	
	(15) 134.786MHzを超え136.414MHz未満	()	
	(16) 136.414MHz以上156MHz以下	()	
	(17) 156MHzを超え174MHz未満	()	
	(18) 174MHz以上188.7MHz以下	()	
	(19) 188.7MHzを超え190.979MHz未満	()	
	(20) 190.979MHz以上230MHz以下	()	
	(21) 230MHzを超え400MHz以下	()	
	(22) 400MHzを超え470MHz未満	()	
(23) 470MHz以上1,000MHz以下	()		

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 施行規則第46条第1項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 1の欄は、高周波発生装置が組み込まれているきょう体の型式名を記載すること。
- (3) 3の欄の記載は、次によること。
 - ア 「自励発振」、「自励発振(周波数自動追尾方式)」のように記載すること

イ 高周波発生装置が2以上あるものは、それぞれの装置ごとに記載すること（以下4の欄から7の欄までの記載において同じ。）。

(4) 4の欄は、利用周波数が切換可能なものは、「(何) kHz及び(何) kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは、「(何) kHzから(何) kHzまで連続可変」のように記載すること。

(5) 5の欄は、4の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「(何) kHzから(何) kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して可変可能なものは、可変範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

(6) 6の欄の記載は、次によること。

ア 高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が2以上の段階に切換え可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して可変可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること

イ 高周波発生装置が2以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。

(7) 7の(1)から(3)までの欄は、最大の値の設計値をデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。

(8) 8の(1)から(23)までの欄は、高周波発生装置から10メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（(1)から(8)までは、毎メートル1マイクロアンペアを0デシベル、(9)から(23)までは、毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。

(9) 9の欄は、振動子の種類を「電歪型」、「磁歪型」のように記載すること。また、振動子の型名（振動子の種類及び電気的特性が同じものであって、形状により型名が異なる場合は、代表的な振動子の型名とする。）を記載すること。

(10) 添付図面等の記載は、次によること。

ア 図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

イ 外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称並びに寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されていること。

ウ 構造を示す図は、各部の名称が記載されていること。

エ 外観及び構造を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

オ 接続図は、部品の名称（又は記号）及び回路定数が記載されていること

- (11) 11の欄は、発振の安定化、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。
- (12) 12の欄及び13の欄は、試験に供した装置について記載すること。
- (13) 14の(2)の欄は、電源を投入し装置を起動させてから、5分経過後の利用周波数の設計値に対応した周波数の測定値を記載すること。
この場合において、高周波出力端子に製造者が指定する値の抵抗器又は標準振動子を負荷として接続し測定すること。(以下15の欄から18の欄までの測定条件について同じ。)
- (14) 15の(2)の欄は、電源を投入してから5分経過後までの間における14の(1)の欄の利用周波数の設計値に対応した周波数の変動幅を「(何) kHzから(何) kHzまで」のように記載すること。
- (15) 16の(2)の欄は、最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。
- (16) 17の(1)から(3)までの欄の記載は、次によること。
ア 測定した最大の値をデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。
なお、当該各欄のかっこ内には、それぞれの周波数帯において妨害波電圧が最大となる妨害波の周波数を記載すること。
イ 高周波発生装置が2以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。
エ
- (17) 18の欄の(1)から(23)までの欄の記載は、次によること。
ア 高周波発生装置から10メートルの距離で測定した最大の値をデシベル（(1)から(8)までは、毎メートル1マイクロアンペアを0デシベル、(9)から(23)までは、毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。
また、当該各欄のかっこ内には、それぞれの周波数帯において電界強度又は磁界強度が最大となる利用周波数による発射及び不要発射の周波数を記載すること。
なお、周囲雑音レベルが高いため、特定の周波数において10メートルの距離で測定することができない場合は、当該周波数においては、より短い距離（ただし、3メートルを下回らないこと。）で測定した最大の値を記載すること。
イ 高周波発生装置が2以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。
エ
- (18) 19の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温、湿度）

、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。

また、(17)アのなお書きに掲げる条件で測定した場合には、その旨及び測定距離等を記載すること。

(19) 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

注2 施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1) 整理番号の欄は、記載しないこと。

(2) 指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

(3) 設計書は、1及び2の欄並びに設計変更に係る事項の欄について、注1に準じて記載すること。

なお、10の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。

(4) 試験成績書は、注1に準じて記載すること。

5 電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の場合

(1) 1枚目

設 計 書		整 理 番 号	
		指 定 番 号	
1 型 式 名		2 製造業者名	
3 発振の方式		4 利用周波数	
5 周波数変動幅		6 高周波出力	
7 漏えい電界強度	(1) 利用周波数	(2) 526.5kHzから1,606.5kHzまでの周波数	(3) その他の周波数
8 添付図面等	(1) 外観を示す図及び写真 (2) 構造を示す図及び写真 (3) 接続図 (4) 取扱説明書		
9 参考事項			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

長 辺

4 超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー及び電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の場合

(1) 1枚目

設 計 書		整 理 番 号	
		指 定 番 号	
1 型 式 名		2 製造業者名	
3 発振の方式		4 利用周波数	
5 周波数変動幅		6 高周波出力	
7 漏えい電界強度	(1) 利用周波数	(2) 526.5kHzから1,606.5kHzまでの周波数	(3) その他の周波数
8 振動子の種類及び型名			
9 添付図面等	(1) 外観を示す図及び写真 (2) 構造を示す図及び写真 (3) 接続図 (4) 取扱説明書		
10 参考事項			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

長 辺

(2) 2枚目

試験成績表		10 製造番号	
		11 製造年月日	
12 利用周波数	(1) 設計値	(2) 測定値	16 測定条件等
13 周波数変動幅	(1) 設計値	(2) 測定値	
14 高周波出力	(1) 定格値	(2) 測定値	
15 漏えい電界強度	測定値		
	(1) 利用周波数	()	
	(2) 526.5kHzから1,606.5kHzまでの周波数	()	
	(3) その他の周波数		

短 辺 (日本工業規格A列4番)

長 辺

注1 施行規則第46条第1項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 1の欄は、高周波発生装置が組み込まれているきょう体の型式名を記載すること。
- (3) 3の欄の記載は、次によること。
 - ア 「自励発振」、「自励発振(周波数自動追尾方式)」のように記載すること。
 - イ 高周波発生装置が2以上あるものは、それぞれの装置ごとに記載すること(以下4の欄から7の欄までの記載において同じ。)
- (4) 4の欄は、利用周波数が切換可能なものは、「(何)kHz及び(何)kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは、「(何)kHzから(何)kHzまで連続可変」のように記載すること。

(2) 2枚目

試験成績表		11 製造番号	
		12 製造年月日	
13 利用周波数	(1) 設計値	(2) 測定値	17 測定条件等
14 周波数変動幅	(1) 設計値	(2) 測定値	
15 高周波出力	(1) 定格値	(2) 測定値	
16 漏えい電界強度	測定値		
	(1) 利用周波数	()	
	(2) 526.5kHzから1,606.5kHzまでの周波数	()	
	(3) その他の周波数		

短 辺 (日本工業規格A列4番)

長 辺

注1 施行規則第46条第1項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 1の欄は、高周波発生装置が組み込まれているきょう体の型式名を記載すること。
- (3) 3の欄の記載は、次によること。
 - ア 「自励発振」、「自励発振(周波数自動追尾方式)」のように記載すること。
 - イ 高周波発生装置が2以上あるものは、それぞれの装置ごとに記載すること(以下4の欄から7の欄までの記載において同じ。)
- (4) 4の欄は、利用周波数が切換可能なものは、「(何)kHz及び(何)kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは、「(何)kHzから(何)kHzまで連続可変」のように記載すること。

(5) 5の欄は、4の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「(何) kHzから(何) kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して可変可能なものは、可変範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

(6) 6の欄の記載は、次によること。

ア 高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が2以上の段階に切換え可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して可変可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。

イ 高周波発生装置が2以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。

(7) 7の(1)から(3)までの欄は、高周波発生装置から30メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。

(8) 添付図面等の記載は、次によること。

ア 図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

イ 外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称並びに寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されていること。

ウ 構造を示す図は、各部の名称が記載されていること。

エ 外観及び構造を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

オ 接続図は、部品の名称（又は記号）及び回路定数が記載されていること。

(9) 9の欄は、発振の安定化、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。

(10) 10の欄及び11の欄は、試験に供した装置について記載すること。

(11) 12の(2)の欄は、電源を投入し装置を起動させてから、15分経過後の利用周波数の設計値に対応した周波数の測定値を記載すること。

(5) 5の欄は、4の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「(何) kHzから(何) kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して可変可能なものは、可変範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

(6) 6の欄の記載は、次によること。

ア 高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が2以上の段階に切換え可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して可変可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。

イ 高周波発生装置が2以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。

(7) 7の(1)から(3)までの欄は、高周波発生装置から30メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。

(8) 8の欄は、超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダーについての

み記載し、振動子の種類を「電歪型」、「磁歪型」のように記載すること。また、振動子の型名（振動子の種類及び電気的特性が同じものであって、形状により型名が異なる場合は、代表的な振動子の型名とする。）を記載すること。

(9) 添付図面等の記載は、次によること。

ア 図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

イ 外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称並びに寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されていること。

ウ 構造を示す図は、各部の名称が記載されていること。

エ 外観及び構造を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

オ 接続図は、部品の名称（又は記号）及び回路定数が記載されていること。

(10) 10の欄は、発振の安定化、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。

(11) 11の欄及び12の欄は、試験に供した装置について記載すること。

(12) 13の(2)の欄は、電源を投入し装置を起動させてから、次に規定する時間（以下「規定時間」という。）経過後の利用周波数の設計値に対応した周波数の測定値を記載すること。

この場合において、超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダーの場合は、高周波出力端子に製造者が指定する値の抵抗器又は標準振動子を負

12) 13の(2)の欄は、電源を投入してから15分経過後までの間における12の(1)の欄の利用周波数の設計値に対応した周波数の変動幅を「(何) kHz から (何) kHz まで」のように記載すること。

13) 14の(2)の欄は、最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

14) 15の(1)から(3)までの欄の記載は、次によること。

ア 装置から30メートルの距離における漏えい電界強度の最大の値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、30メートルの距離における測定が困難なときは、10メートルの距離で測定し、その値に次の表の係数を乗じて得た値をもって測定値とする。

測定周波数	係数
526.5kHz未満	1 / 27
526.5kHz以上1,606.5kHz以下	1 / 10
1,606.5kHz超	1 / 6

なお、当該各欄のかつこ内には、それぞれの周波数帯において漏えい電界強度が最大となる漏えい電波の周波数を記載すること。

イ 高周波発生装置が2以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。

15) 16の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温、湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。

16) 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

注2 施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1) 整理番号の欄は、記載しないこと。

(2) 指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

(3) 設計書は、1及び2の欄並びに設計変更に係る事項の欄について、注1に準じて記載すること。

荷として接続し測定すること。（以下14の欄から16の欄までの測定条件について同じ。）

ア 超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダー 5分

イ 電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械 15分

13) 14の(2)の欄は、電源を投入してから規定時間経過後までの間における13の(1)の欄の利用周波数の設計値に対応した周波数の変動幅を「(何) kHz から (何) kHz まで」のように記載すること。

14) 15の(2)の欄は、最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

15) 16の(1)から(3)までの欄の記載は、次によること。

ア 装置から30メートルの距離における漏えい電界強度の最大の値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、30メートルの距離における測定が困難なときは、10メートルの距離で測定し、その値に次の表の係数を乗じて得た値をもって測定値とする。

測定周波数	係数
526.5kHz未満	1 / 27
526.5kHz以上1,606.5kHz以下	1 / 10
1,606.5kHz超	1 / 6

なお、当該各欄のかつこ内には、それぞれの周波数帯において漏えい電界強度が最大となる漏えい電波の周波数を記載すること。

イ 高周波発生装置が2以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。

16) 17の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温、湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。

17) 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

注2 施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1) 整理番号の欄は、記載しないこと。

(2) 指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

(3) 設計書は、1及び2の欄並びに設計変更に係る事項の欄について、注1に準じて記載すること。

<p>なお、<u>8</u>の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。 (4) 試験成績書は、注1に準じて記載すること。</p> <p><u>6</u> 無電極放電ランプの場合 略</p> <p><u>附 則</u> 改正後の第2の4の規定にかかわらず、超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダの添付書類については、この告示の施行の日から起算して五年を経過する日までの間に限り、なお従前の例によることができる。</p>	<p>なお、<u>9</u>の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。 (4) 試験成績書は、注1に準じて記載すること。</p> <p><u>5</u> 無電極放電ランプの場合 略</p>
--	--